

## 令和4年8月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和4年8月10日（水） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、  
村上卓也、榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、  
松本誠一、松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行

事務局出席者：永田智紀、河原まり、前田萌香

1. 開 会：永田事務局長

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、友田廣委員、岩永俊夫委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 10号 農地法第3条の届出について
- (2) 報告第 11号 農地法第4条の届出について
- (3) 報告第 12号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 16号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第 17号 農用地利用集積計画承認申請について
- (6) 議案第 18号 秋の農作業基準賃金の設定について

5. そ の 他

6. 閉 会

#### ○報告第 10号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第10号農地法第3条の規定による届出の通知が1件ございます。  
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の1ページになります。報告第10号の1件について報告いたします。  
申請番号1番になります。

所在は鯉地区になります。地目については田1筆の面積が1,249㎡となっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はありません。  
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました案件は、相続による所有権の移転となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第 11号 農地法第4条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第11号農地法第4条の規定による届出が1件ございます。  
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の2ページになります。報告第11号の1件の報告をいたします。  
申請番号1番です。所在は鯉地区の農振地域外の田が2筆。合計の面積については390㎡となっております。申請人は記載の通りです。転用事由については木造2階建ての個人住宅建設のための転用となっております。3ページに申請位置図を載せております。  
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、市街化区域内の転用となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第 12号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第12号農地法第5条の規定による届出が4件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は4ページになります。報告第12号の4件について報告いたします。  
なお、今回の4件はすべて「ゆうすいの杜」の案件になります。6ページに申請

位置図を載せております。

まず、申請番号1番になります。

所在は北甘木地区の農振地域外の畑が2筆。合計面積については573㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。転用事由については木造2階建ての個人住宅建設建築となっております。

次に、申請番号2番になります。

所在は北甘木地区の農振地域外の畑が1筆。面積については532㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりとなっております。転用事由については木造平屋建ての個人住宅建設となっております。

続きまして、申請番号3番になります。

所在は井寺地区及び北甘木地区の農振地域外の畑が2筆。合計面積については、914㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。転用事由については木造平屋建ての個人住宅建設となっております。

続きまして、申請番号4番になります。

所在は北甘木地区の農振地域外の畑が3筆。合計面積については813㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりとなっております。転用事由については、木造2階建ての個人住宅建設となっております。

いずれも市街化区域内の案件です。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました4件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○議案第16号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第16号農地法第5条の規定による許可申請が4件ございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は7ページになります。議案第16号農地法第5条の転用の4件についてご説明をいたします。

申請番号1番になります。無償での所有権移転の案件となっております。所在は犬淵地区で農振地域外の田が1筆です。面積が124㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりとなっております。申請事由については、農業用施設の申請となっております。9ページに位置図、10ページに配置図を載せております。農業用資材置場になりますので給水等はありません。雨水の処理につきましては申請地内での自然浸透となっており、オーバーフロー分は北側の既設側溝に放流する計画となっております。

11ページをご覧ください。始末書の提出を頂いております。(始末書一読)

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります松本誠一委員の方から報告をお願いします。

(松本委員) 7月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地はコンクリート敷きで農業用資材置場となっており、その上にはぶどうを栽培されております。

申請地西側に農地がありますが譲受人が耕作されており、申請地も工事はされずそのまま利用されることから、日照・通風等、周辺農地への影響はないものと思われます。

土地利用計画が農業用施設ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は12ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は農業用施設用地となります。計画面積の妥当性は適当及び、周辺農地への影響、農地利用の集積への支障はなし、と判断しております。以上の事から、総合的に見て、本許可申請は許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は7ページになります。

申請番号2番になります。所有権の移転の案件となっております。所在は下六嘉地区で農振地域外の畑が1筆で、面積が573㎡となっております。譲渡人と譲

受人については記載のとおりとなっております。申請事由については、資材置場の申請となっております。13ページに位置図、14ページに土地利用計画図を載せております。資材置場の為、給水はありません。また、雨水におきましては自然浸透及び道路側溝への放流となります。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります西岡委員の方から報告をお願いします。

(西岡委員) 7月27日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われれます。申請地は休耕地となっており、耕作はされておりました。申請地周辺に農地はありますが、転用目的が資材置場という事から、日照・通風等、周辺農地への影響はありません。

土地利用計画が資材置場ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は15ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、転用行為を行うのに必要な資力が確保されている事。遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みが確実である事。周辺農地への支障や農地の利用集積に支障がない事等、確認しております。以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

続きまして、申請番号3番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は7ページになります。

申請番号3番になります。所在は上島地区で農振地域外の畑が7筆で、合計面積が141.89㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりとなっております。申請事由については、木造平屋建ての個人住宅建築となっております。16ページに位置図、17ページに土地利用計画平面図を載せております。給水については地下ボーリングになります。また、雨水におきましては道路側溝への放流、生活雑排水については公共下水道への接続となります。18ページに顛末書を添付しております。(顛末書一読)

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私(下田会長)から報告します。

(松永委員) 7月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われまふ。申請地の一部は砂利舗装がされており、耕作はされておりません。申請地周辺に農地はなく、日照・通風等、周辺農地への影響はありません。

土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は19ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みが確実である事。また、農地利用の集積への支障はない事、法令により義務付けられている行政庁との協議も終了していること等を確認しております。以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。  
続きまして、申請番号4番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は8ページになります。

申請番号4番になります。所在は上島地区で農振地域外の畑が2筆で、合計面積が19.41㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりとなっております。申請事由については、通路となっております。20ページに位置図(斜線の部分が申請地となっております)、21ページに土地利用計画平面図を載せております。通路なので給水はありません。また、雨水におきましては道路側溝への放流となります。22ページに顛末書を添付しております。こちらは先ほどの申請番号3番の顛末書と同じなので省略いたします。  
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私(下田会長)から報告します。

(松永委員) 7月26日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われま。申請地の一部は砂利舗装がされており、耕作はされておりません。申請地周辺に農地はなく、日照・通風等、周辺農地への影響はありません。

土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は23ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みが確実である事。また、計画面積の妥当性や農地利用の集積への支障はない事等を確認しております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第17号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用の集積計画の承認申請が9件ございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は24ページになります。

申請番号1番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が1,523㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりとなっております。利用目的については賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和4年9月1日から令和7年8月31日となっております。

続きまして、申請番号2番です。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が1筆、面積は1,436㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり、利用目的については賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和4年9月1日から令和14年8月31日となっております。

続きまして、25ページになります。申請番号3番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が928㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり、利用目的については賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和4年10月1日から令和9年9月30日となっております。

続きまして、申請番号4番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が3筆で面積が4,058㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり、利用目的については賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間は令和4年10月1日から令和9年9月30日となっております。続きまして、26ページになります申請番号5番になります。所在は井寺地区。農振農用地内の田が3筆で合計面積が5,304㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通り、目的は賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり、期間については令和4年11月1日から令和9年10月31日となっております。

続きまして、申請番号6番になります。所在は下六嘉地区及び鯉地区。農振農用



地内の田が3筆で合計面積が1,849㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり、目的は賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間については令和4年10月1日から令和14年9月30日となっております。

続きまして、27ページになります。申請番号7番になります。所在は鯉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が1,246㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり、目的は賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり、期間については令和4年11月1日から令和24年10月31日となっております。

続きまして、申請番号8番になります。所在は上仲間地区。農振地域外の田が1筆で面積が720㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり、目的は使用貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり。期間については令和4年11月1日から令和7年10月31日となっております。

続きまして、28ページになります。申請番号9番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が750㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおり、目的は賃貸借権の再設定となっております。借賃については記載のとおり、期間については令和4年12月1日から令和9年11月30日となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました9件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で9件を承認・可決いたします。

○議案第18号 令和4年度秋の農作業基準賃金の設定について

(議長) 続きまして、議案第18号 令和4年度秋の農作業基準賃金の設定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は30ページになります。「令和4年度秋の農作業基準賃金」という

ことで、例年ホームページで公表している案件です。その後、農家小組合長を通じて各農家に配布する予定です。資料に沿って説明させていただきます。

(資料に沿って説明)

令和4年度も昨年同様の金額でと考えていますがいかがいたしましょうか？  
事務局からは以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。  
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。  
また、先ほど事務局から説明がありましており、ホームページでの公表及び各農家への配布予定であります。よろしく願いいたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。  
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。  
ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回、農業委員会は 9月12日(月曜日) 9時30分から予定したいと思えます。  
他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和4年8月10日

会長 下 田 司

委員 友 田 廣

委員 岩 永 俊 夫